

## 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第4期中期目標 (変更案)	第4期中期目標 (現行)
<p align="center"><b>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第四期中期目標</b></p> <p align="center">平成30年3月1日            改正：平成31年3月7日            改正：令和2年8月31日            改正：令和4年3月28日  <b>改正：令和4年●月●日</b></p>	<p align="center"><b>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 第四期中期目標</b></p> <p align="center">平成30年3月1日            改正：平成31年3月7日            改正：令和2年8月31日            改正：令和4年3月28日  <u>(追加)</u></p>
<p><b>第1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割</b></p> <p>(政策体系における位置づけと発展経緯)</p> <p>独立行政法人<b>エネルギー</b>・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、エネルギー政策基本法に基づき策定される「エネルギー基本計画」等の国の方針に基づき、エネルギー資源や鉱物資源の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献すること、及び金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康の保護や生活環境の保全に寄与することを目的としている。</p> <p>(略)</p> <p>その他、数次の独立行政法人<b>エネルギー</b>・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下単に「法」という。)の改正により、リスクマネー供給機能を中心に強化が図られ、資源・エネルギー開発に関する中心的機関として、資源国や企業に対して総合的な支援を行いうる存在となった。</p> <p><b>第4期中期目標期間中においても</b>、令和2年には、近年の地政学リスクの高まり</p>	<p><b>第1 政策体系における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割</b></p> <p>(政策体系における位置づけと発展経緯)</p> <p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、エネルギー政策基本法に基づき策定される「エネルギー基本計画」等の国の方針に基づき、エネルギー資源や鉱物資源の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献すること、及び金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康の保護や生活環境の保全に寄与することを目的としている。</p> <p>(略)</p> <p>その他、数次の独立行政法人<b>石油天然ガス</b>・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下単に「法」という。)の改正により、リスクマネー供給機能を中心に強化が図られ、資源・エネルギー開発に関する中心的機関として、資源国や企業に対して総合的な支援を行いうる存在となった。</p> <p><b>更に</b>、令和2年には、近年の地政学リスクの高まりや、エネルギーレジリエンスの</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>や、エネルギーレジリエンスの向上に向けた資源の確保に加えて、アジア大の視点、気候変動問題を一つとして捉えていくという視点のもと、法の改正及び「新国際資源戦略」の公表がなされた。これにより、我が国における資源・燃料の安定供給をより強固なものとするため、天然ガス及び金属鉱物におけるリスクマネー供給機能の強化や、緊急時の燃料調達業務が追加されるなど機構による支援体制の拡充が図られた。</p> <p>更に、令和4年5月には、第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)を踏まえた法改正に伴い、機構に水素・アンモニア等(以下、「水素等」という。)の製造・貯蔵及びCCS(Carbon dioxide Capture and Storage:二酸化炭素の回収・貯蔵)に対するリスクマネー支援をはじめとする業務を追加するとともに、法人名称を変更して、エネルギー・鉱物資源の安定供給と同時に、2050年カーボンニュートラルを目指した取組を実施していくこととされた。</p> <p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. 石油・天然ガス資源開発支援</b></p> <p>2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上とする政府目標(平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門(備蓄を含む)は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。</p> <p>また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。</p> <p>更に、令和4年の法改正で支援が可能となった水素等及びCCS事業に関連する部門も、石油・天然ガス関連部門内での連携はもとより、部門を越えた『横串』での協調・連携を強化する。</p>	<p>向上に向けた資源の確保に加えて、アジア大の視点、気候変動問題を一つとして捉えていくという視点のもと、法の改正及び「新国際資源戦略」の公表がなされた。これにより、我が国における資源・燃料の安定供給をより強固なものとするため、天然ガス及び金属鉱物におけるリスクマネー供給機能の強化や、緊急時の燃料調達業務が追加されるなど機構による支援体制の拡充が図られた。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. 石油・天然ガス資源開発支援</b></p> <p>2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上とする政府目標(平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門(備蓄を含む)は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。</p> <p>また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>(1) 我が国企業等による権益確保等に対する（直接的）支援</p> <p>① リスクマネー供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクマネー供給は、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核である。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を『効率的』『効果的』に活用することにより、莫大な投資が必要でリスクの大きい探鉱・開発事業や令和2年の法改正によって追加された貯蔵事業を資金面（出資及び債務保証）で支援し、我が国企業の権益獲得等を促進することを目的とする。</li> <li>・油価の変動に伴って権益価格の変動も起こりうること、探鉱・開発・生産技術が高度化していること、LNG 関連事業におけるビジネスモデルが多様化していること、資源開発においても気候変動問題への対応が求められていることなど、周辺環境等にも目を配りながら、好機を着実にとらえ、積極的な取組を行う。</li> <li>・令和4年の法改正で支援が可能となった水素等及びCCS 事業についても、民間主導の原則に則って資金面（出資及び債務保証）から効果的な支援を実現することを目的とする。</li> <li>・具体的には、以下を実施する。</li> </ul> <p>(ア) 支援案件の優先順位付け</p> <p>中核的企業育成を含む我が国企業の競争力強化の観点も踏まえ、油ガス田の規模や、地域バランス、経済性（コストや収益性）、低油価耐性、企業経営戦略との整合性、気候変動問題への対応、事業への影響力（オペレーターとしての参画）などを勘案し、権益獲得等に向けた取組に優先順位を付け、リスクマネー供給による支援対象を重点化させる。</p> <p>(イ) 政府保証付き借入の積極的な活用</p> <p>政府出資金の効果的活用の観点から、政府保証付き借入の積極的な活用を念頭に置いたリスク分析や借入れ方針の精緻化を行う。</p>	<p>(1) 我が国企業等による権益確保等に対する（直接的）支援</p> <p>① リスクマネー供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクマネー供給は、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核である。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を『効率的』『効果的』に活用することにより、莫大な投資が必要でリスクの大きい探鉱・開発事業や、令和2年の法改正によって追加された貯蔵事業を資金面（出資及び債務保証）で支援し、我が国企業の権益獲得等を促進することを目的とする。</li> <li>・油価の変動に伴って権益価格の変動も起こりうること、探鉱・開発・生産技術が高度化していること、LNG 関連事業におけるビジネスモデルが多様化していること、資源開発においても気候変動問題への対応が求められていることなど、周辺環境等にも目を配りながら、好機を着実にとらえ、積極的な取組を行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的には、以下を実施する。</li> </ul> <p>(ア) 支援案件の優先順位付け</p> <p>中核的企業育成を含む我が国企業の競争力強化の観点も踏まえ、油ガス田の規模や、地域バランス、経済性（コストや収益性）、低油価耐性、企業経営戦略との整合性、気候変動問題への対応、事業への影響力（オペレーターとしての参画）などを勘案し、権益獲得等に向けた取組に優先順位を付け、リスクマネー供給による支援対象を重点化させる。</p> <p>(イ) 政府保証付き借入の積極的な活用</p> <p>政府出資金の効果的活用の観点から、政府保証付き借入の積極的な活用を念頭に置いたリスク分析や借入れ方針の精緻化を行う。</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>（ウ）案件発掘・育成・自立化までの支援機能の充実 平成 28 年の法改正で支援が可能となった企業買収等を中心に、機構自ら案件を発掘・形成する体制を強化する。また、単にリスクマネーを供給することとどまらず、案件の確実な開発移行・生産開始・安定操業・着実な拡張に向け、助言を行うとともに、民間主導による自律的な事業実施体制確立のため、適時・効果的な株式売却を進める。なお、株式売却については、企業側の意向による売却とともに、機構側の判断として、開発・生産段階に入ったものについて、企業のみでも事業が回り機構の支援が必要でなくなった際には、売却を企業に働きかける。</p> <p>（エ）審査機能の強化と、それによる大胆かつ慎重な政策資源の活用 内部人材育成に加え、投資等の経験を有する外部人材の採用、探鉱事業の失敗事例からの技術面・投資判断に係る知見・ノウハウの蓄積・共有、最先端の地質情報分析手法の獲得・導入等を通じて、審査機能を抜本的に強化する。的確な審査機能を実装することにより、探鉱成功率の向上を図るための取組を進めながら、より効率的・効果的な探鉱投資（探鉱段階におけるリスクマネー供給）を実施していく。</p> <p>（オ）資産ポートフォリオの不断の見直し 外部有識者の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や石油・天然ガスの安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。</p> <p>（カ）LNG の一層の安定供給確保に資する案件への支援 我が国への LNG の安定供給を確保するとの観点から LNG 市場形成に資する案件や、アジアにおける LNG のサプライチェーン構築を促すような厚みのある国際市場形成を主導することにつながる LNG 受入施設への案件、ロシア・</p>	<p>（ウ）案件発掘・育成・自立化までの支援機能の充実 平成 28 年の法改正で支援が可能となった企業買収等を中心に、機構自ら案件を発掘・形成する体制を強化する。また、単にリスクマネーを供給することとどまらず、案件の確実な開発移行・生産開始・安定操業・着実な拡張に向け、助言を行うとともに、民間主導による自律的な事業実施体制確立のため、適時・効果的な株式売却を進める。なお、株式売却については、企業側の意向による売却とともに、機構側の判断として、開発・生産段階に入ったものについて、企業のみでも事業が回り機構の支援が必要でなくなった際には、売却を企業に働きかける。</p> <p>（エ）審査機能の強化と、それによる大胆かつ慎重な政策資源の活用 内部人材育成に加え、投資等の経験を有する外部人材の採用、探鉱事業の失敗事例からの技術面・投資判断に係る知見・ノウハウの蓄積・共有、最先端の地質情報分析手法の獲得・導入等を通じて、審査機能を抜本的に強化する。的確な審査機能を実装することにより、探鉱成功率の向上を図るための取組を進めながら、より効率的・効果的な探鉱投資（探鉱段階におけるリスクマネー供給）を実施していく。</p> <p>（オ）資産ポートフォリオの不断の見直し 外部有識者の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や石油・天然ガスの安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。</p> <p>（カ）LNG の一層の安定供給確保に資する案件への支援 我が国への LNG の安定供給を確保するとの観点から LNG 市場形成に資する案件や、アジアにおける LNG のサプライチェーン構築を促すような厚みのある国際市場形成を主導することにつながる LNG 受入施設への案件、ロシア・</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>北極圏等の高リスク国・地域からの新たな LNG 輸送ルートの開発に資する案件に対する支援を行う。</p> <p>（キ）水素等の製造・貯蔵案件への支援 民間企業・業界団体に対する制度の広報等により案件形成を促進する。</p> <p>（ク）CCS 案件への支援 民間企業・業界団体に対する制度の広報等により案件形成を促進する。</p> <p>②地質構造調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地質構造調査は、初期の参入コスト・リスクが大きいこと、探査技術が高度化していることなど、何らかの理由により、プロジェクトの初期段階において我が国企業が自ら参入することが難しい国・地域・プロジェクトにおいて、機構が一步踏み込んでリスクを取ることで、我が国企業の権益獲得につながるような案件に適用することを原則とし、リスクマネー供給支援の補完的なツールとして位置づける。</li> <li>・我が国企業による権益獲得等を通じた安定供給確保にどれだけ資するのかという観点等を踏まえ、真に必要な国・プロジェクトを対象に地質構造調査を実施する。対象国・対象プロジェクトについては、資源エネルギー庁と緊密に協議した上で決定する。</li> <li>・我が国企業の要望・ニーズを把握するとともに、我が国企業を関与させながら適切にプロジェクト管理を行う観点から、地質構造調査の作業進捗・成果に係る我が国企業等への情報共有を積極的に行う。</li> <li>・また、令和4年の法改正で支援が可能となった CCS 適地調査についても、民間企業・業界団体に対する制度の広報等により案件形成を促進する。</li> </ul> <p>（略）</p> <p><b>3. 金属資源開発支援</b></p>	<p>北極圏等の高リスク国・地域からの新たな LNG 輸送ルートの開発に資する案件に対する支援を行う。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>②地質構造調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地質構造調査は、初期の参入コスト・リスクが大きいこと、探査技術が高度化していることなど、何らかの理由により、プロジェクトの初期段階において我が国企業が自ら参入することが難しい国・地域・プロジェクトにおいて、機構が一步踏み込んでリスクを取ることで、我が国企業の権益獲得につながるような案件に適用することを原則とし、リスクマネー供給支援の補完的なツールとして位置づける。</li> <li>・我が国企業による権益獲得等を通じた安定供給確保にどれだけ資するのかという観点等を踏まえ、真に必要な国・プロジェクトを対象に地質構造調査を実施する。対象国・対象プロジェクトについては、資源エネルギー庁と緊密に協議した上で決定する。</li> <li>・我が国企業の要望・ニーズを把握するとともに、我が国企業を関与させながら適切にプロジェクト管理を行う観点から、地質構造調査の作業進捗・成果に係る我が国企業等への情報共有を積極的に行う。</li> </ul> <p>〔新設〕</p> <p>（略）</p> <p><b>3. 金属資源開発支援</b></p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>2030年にベースメタルの自給率（リサイクルを含む）を80%以上とする政府目標（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく）の達成のほか、我が国の産業活動にとって重要なレアメタル等の安定供給確保、及び「海洋基本計画」に基づく海洋資源開発分野における平成30年代後半以降に、民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始に向け、以下の支援を一層強化・推進し、我が国の非鉄金属の安定供給確保に貢献する。</p> <p>また、令和4年の法改正によって機能追加された国内における金属鉱物の製錬等への支援も含め、サプライチェーン強靱化に貢献する。</p> <p>（1）資源確保への対応</p> <p>①権益確保に対する支援</p> <p>近年、脱炭素化社会の進展に伴って、電気自動車や再エネ関連機器の普及、AI・IoTの浸透等が進み、それらに使用されるレアメタル等の需要が増加しているが、他方、そうしたレアメタルのサプライチェーンの一部において、特定国による寡占化が進行している。こうした状況を踏まえ、令和2年3月に経済産業省は「新国際資源戦略」を策定したところ、レアメタル等の金属資源の供給源の多角化に資する事業への我が国企業の参画等を後押しすべく、以下の取組を行う。</p> <p>（略）</p> <p>（イ）リスクマネー供給</p> <p>出資、融資及び債務保証を通じて、我が国企業が金属鉱物資源の探鉱・鉱山開発等に投資する際のリスクを分担するとともに、資金調達の円滑化を図ることにより、将来の輸入量に貢献できる資源量を持つ優良案件を支援する。特に、鉱石品位の低下等による鉱山開発の高コスト化、製錬事業のビジネスモデルのグローバル化等が進んでいる現状に対応すべく、令和2年度の法改正により追加された、探鉱段階から採掘段階へ移行する場合の追加開発資金の出資、採掘</p>	<p>2030年にベースメタルの自給率（リサイクルを含む）を80%以上とする政府目標（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく）の達成のほか、我が国の産業活動にとって重要なレアメタル等の安定供給確保、及び「海洋基本計画」に基づく海洋資源開発分野における平成30年代後半以降に、民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始に向け、以下の支援を一層強化・推進し、我が国の非鉄金属の安定供給確保に貢献する。</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>（1）資源確保への対応</p> <p>①権益確保に対する支援</p> <p>近年、脱炭素化社会の進展に伴って、電気自動車や再エネ関連機器の普及、AI・IoTの浸透等が進み、それらに使用されるレアメタル等の需要が増加しているが、他方、そうしたレアメタルのサプライチェーンの一部において、特定国による寡占化が進行している。こうした状況を踏まえ、令和2年3月に経済産業省は「新国際資源戦略」を策定したところ、レアメタル等の金属資源の供給源の多角化に資する事業への我が国企業の参画等を後押しすべく、以下の取組を行う。</p> <p>（略）</p> <p>（イ）リスクマネー供給</p> <p>出資、融資及び債務保証を通じて、我が国企業が金属鉱物資源の探鉱・鉱山開発等に投資する際のリスクを分担するとともに、資金調達の円滑化を図ることにより、将来の輸入量に貢献できる資源量を持つ優良案件を支援する。特に、鉱石品位の低下等による鉱山開発の高コスト化、製錬事業のビジネスモデルのグローバル化等が進んでいる現状に対応すべく、令和2年度の法改正により追加された、探鉱段階から採掘段階へ移行場合の追加開発資金の出資、採掘</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>に附属しない製錬所等への出資等の制度を活用するとともに、債務保証制度の審査の合理化や出資案件の経済性評価の見直し等を含む、制度の運用改善を進める。</p> <p>その際、脱炭素社会の進展に伴い需要増加が見込まれる、あるいは特定国への依存度が高く供給リスクが懸念される重要鉱物（例としてリチウム、コバルト、ニッケル、銅、レアアース。以下同じ。）を対象とする案件、特にアフリカ等高リスク国・地域における案件に対してリスクマネー供給等の支援を重点的に講じる。</p> <p>また、国内における金属鉱物の製錬等への支援に向けて、民間企業・業界団体に対する制度の周知等により案件形成を促進する。</p> <p><b>5. 地熱資源開発支援</b></p> <p>平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に基づいて、平成 27 年 7 月に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、地熱発電の設備容量を、現状の約 53 万 kW から、2030 年度までに約 140～155 万 kW まで増やす（約 90～100 万 kW 増加）ことが想定されている。これを達成するためには、大型新規案件を組成することが必要であるところ、地熱資源開発に必要な期間（以下「リードタイム」という。）が 10 年程度必要であることを考慮し、第 4 期中期目標期間においては、次に掲げる取組を総動員し、地熱資源開発を加速化する必要がある。</p> <p>また、令和 4 年の法改正に伴い、令和 5 年度以降に予定する洋上における風力の利用に必要な風況及び地質構造調査の実施に向け、機構内体制や内部規程等の整備を進める。</p> <p>（略）</p>	<p>に附属しない製錬所等への出資等の制度を活用するとともに、債務保証制度の審査の合理化や出資案件の経済性評価の見直し等を含む、制度の運用改善を進める。</p> <p>その際、脱炭素社会の進展に伴い需要増加が見込まれる、あるいは特定国への依存度が高く供給リスクが懸念される重要鉱物（例としてリチウム、コバルト、ニッケル、銅、レアアース。以下同じ。）を対象とする案件、特にアフリカ等高リスク国・地域における案件に対してリスクマネー供給等の支援を重点的に講じる。</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p><b>5. 地熱資源開発支援</b></p> <p>平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に基づいて、平成 27 年 7 月に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、地熱発電の設備容量を、現状の約 53 万 kW から、2030 年度までに約 140～155 万 kW まで増やす（約 90～100 万 kW 増加）ことが想定されている。これを達成するためには、大型新規案件を組成することが必要であるところ、地熱資源開発に必要な期間（以下「リードタイム」という。）が 10 年程度必要であることを考慮し、第 4 期中期目標期間においては、次に掲げる取組を総動員し、地熱資源開発を加速化する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>（略）</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>（略）</p> <p>（1）アウトカム志向の組織運営</p> <p>中期目標、中期計画及び各部門の年度計画その他重要な個別の事業計画について、着実にアウトカムを出せるよう、理事長と各部門責任者とが、目標とその進捗について定期的に協議する仕組みを強化する。</p> <p>目標の進捗を踏まえ、目標達成に向け、特に集中的に経営資源を投入する必要がある場合や、時勢の変化により優先的に取り組むべき課題が生じた場合には、プロジェクトチーム編成等を行い、部門の枠を超えて集中的・機動的に取り組む。</p> <p>また、基幹目標やアウトカム達成の重要性、新たな財務評価方法、内外との対話や『横串』連携などの重視すべき行動規範については、的確な研修等により機構全体の意識の向上を図るとともに、業績評価における評価項目にも反映させる。</p> <p>令和4年の法改正によって追加された業務については、まず、事業実施体制や内部規程の整備、専門人材の育成・獲得等を進める。そして、追加された業務分野における関係者との新規ネットワーク構築やニーズ調査、当該分野におけるビジネスモデルの分析等を踏まえて、適切な支援体制について検討する。</p> <p><b>【難易度：高】</b></p> <p>令和4年の法改正により追加された多様な機能を効果的に実施するため、部署の新設や効率的な人員配置等、抜本的な組織改編を行うとともに、機構がこれまで対象としていなかった新領域に係る人材確保に向けた取組を実施する。</p> <p>とりわけ、新領域に係る人材については、世界全体でカーボンニュートラルに向けた動きが加速し、水素等の大規模上流開発プロジェクトの検討や洋上風力発電の導入が進められており、これに伴い、人材獲得競争も国内外で激化して</p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>（略）</p> <p>（1）アウトカム志向の組織運営</p> <p>中期目標、中期計画及び各部門の年度計画その他重要な個別の事業計画について、着実にアウトカムを出せるよう、理事長と各部門責任者とが、目標とその進捗について定期的に協議する仕組みを強化する。</p> <p>目標の進捗を踏まえ、目標達成に向け、特に集中的に経営資源を投入する必要がある場合や、時勢の変化により優先的に取り組むべき課題が生じた場合には、プロジェクトチーム編成等を行い、部門の枠を超えて集中的・機動的に取り組む。</p> <p>また、基幹目標やアウトカム達成の重要性、新たな財務評価方法、内外との対話や『横串』連携などの重視すべき行動規範については、的確な研修等により機構全体の意識の向上を図るとともに、業績評価における評価項目にも反映させる。</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p>



第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>いる。</p> <p>また、出資細則や採択審査基準をはじめとする内部規程の見直し及び新設は、法改正による追加業務を実装させていく上で根幹となるものであり、採択審査基準については、外部専門家への意見聴取を経て策定される。</p> <p>このように、高い専門性が求められ、且つ、需要が高まっている分野における人材を短期間で獲得することは非常にチャレンジングで、まさに組織の大改革と言える。さらに、内部規程の見直し及び新設は約30本に及ぶことが見込まれており、これを迅速に完遂させることは、難易度が高い。</p> <p>（略）</p> <p>（6）業務の電子化の推進</p> <p>機構の業務の効率化及び生産性の向上のため、ITを活用し、本部外も含めた執務環境の整備を図る。</p> <p>また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（機構内のプロジェクト推進組織））を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。更に、クラウドサービスを効果的に活用する等、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PMOの設置及び支援実績</li> <li>・クラウドサービスの活用実績</li> <li>・政府が整備する共通機能等の活用実績</li> </ul>	<p>（略）</p> <p>（6）業務の電子化の推進</p> <p>機構の業務の効率化及び生産性の向上のため、ITを活用し、本部外も含めた執務環境の整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p>

# 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の政策体系図

## 経済産業省の政策体系

- 経済成長
- 産業育成
- 産業セキュリティ
- 対外経済
- 中小企業・地域経済
- エネルギー・環境**
- 生活安全

## 国の重要方針、政策、各種公約

### エネルギー基本計画※

- ・安定的な資源確保のための総合的な政策の推進
  - 2030年に石油・天然ガスの自主開発比率40%以上
  - 2030年に石炭の自主開発比率60%以上
  - 2030年にベースメタル自給率80%以上
- ・石油備蓄等による海外からの供給危機への対応の強化
- ・再生可能エネルギーの導入加速
  - 2030年度までに約150万kWの地熱発電の導入

※総合エネルギー調査会報告書含む。

関連施策：日本再興戦略、海洋基本計画等

### 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

- ・金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業の計画的な実施

## 第4期中期目標期間（2018年4月～2023年3月）におけるJOGMECの重点事業

我が国の資源確保を支える中核的機関として、資源国、企業のニーズに対応するとともに、我が国企業の国際競争力強化に貢献。

### 石油・天然ガス資源開発支援

- ・重点化したリスクマネー供給等による我が国企業の権益確保に対する直接的支援
- ・技術開発とその他部門との横断的連携を含む戦略的調整機能強化による権益確保の推進

### 石炭資源開発支援

- ・多角化の観点からの幅広い地域での地質構造調査と権益等の我が国企業への引継ぎ

### 鉱物資源開発支援

- ・重要鉱物を中心とした地質構造調査等による権益確保に向けた優良案件の支援
- ・海底熱水鉱床の資源量調査等海洋鉱物資源の開発推進

### 石油・石油ガス、金属鉱産物備蓄

- ・国家石油・国家石油ガスの安全かつ効率的な管理と機動的な放出体制の維持
- ・金属鉱産物の機動的な入替売却・買入の実施

### 地熱資源開発支援

- ・地熱ポテンシャル調査等を通じた新規開発案件の組成、開発期間短縮に資する技術開発

### 鉱害防止支援

- ・地方公共団体及び資源保有国等への的確な鉱害防止技術支援

### 管理部門

- ・アウトカムの達成に向けた組織体制の強化
- ・投資案件の的確な資産管理強化と財務に関する的確な説明